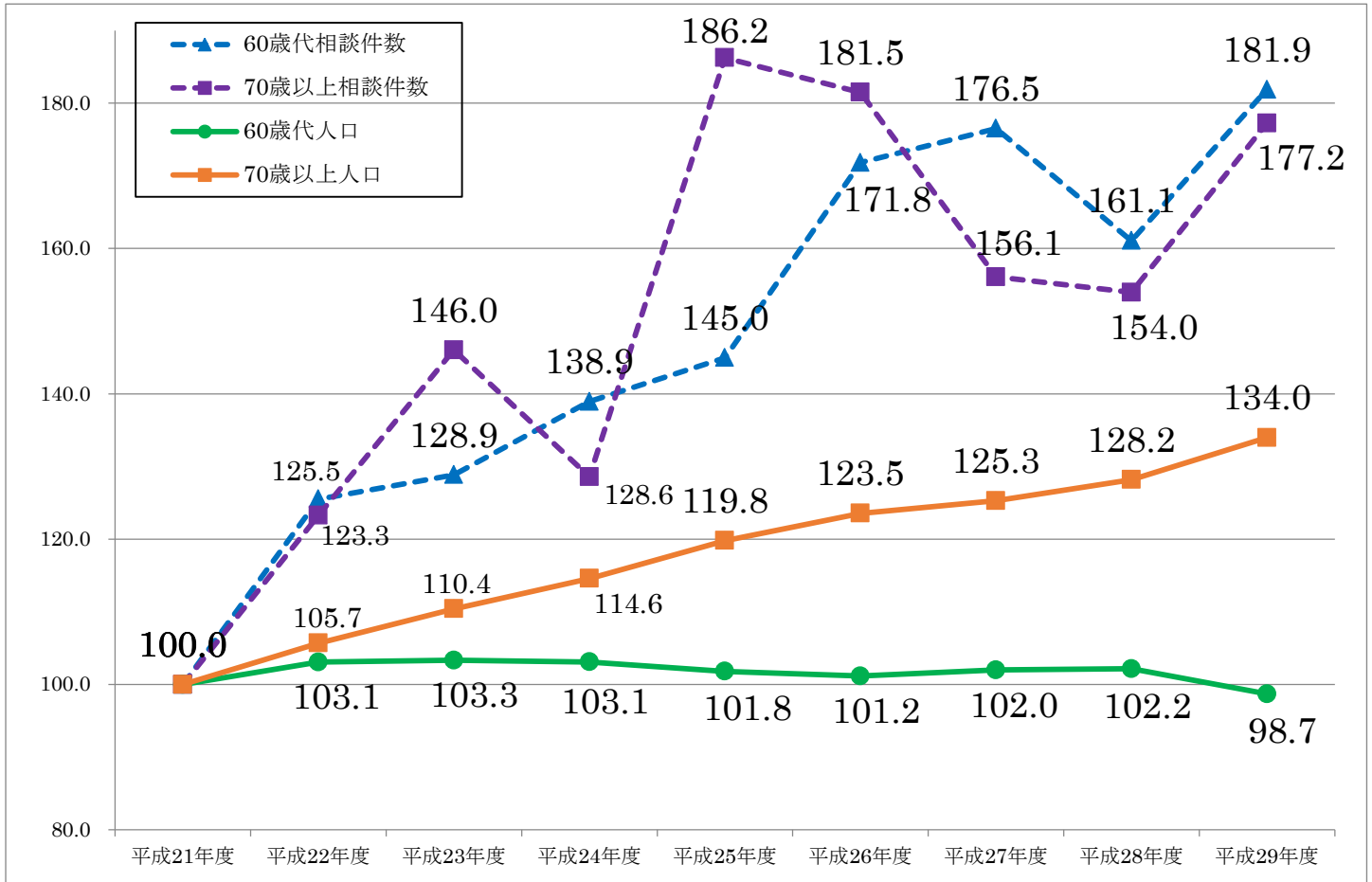


# 港北区の高齢者の消費者被害の 状況について（お知らせ）

## 1 趣旨

区別の状況が分かりましたので、お知らせいたします。現在、港北区では、高齢者人口の増加率を大きく超えるスピードで、高齢者からの消費者被害件数が急増しています。



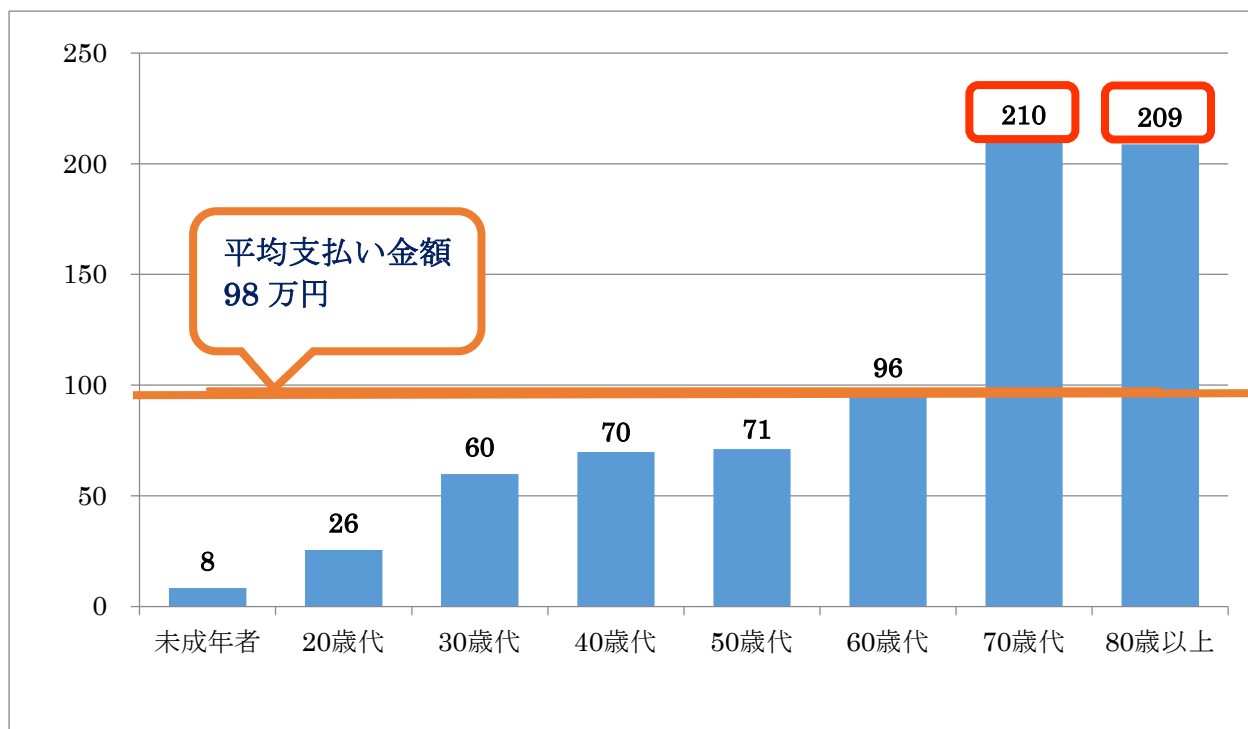
<港北区における高齢者の消費生活相談と人口の推移> H21を100とした指数

平成21年度と比較して、平成29年度は、  
70歳以上の人口は約3割増ですが、相談は約8割増  
60歳代の人口は微減ですが、相談は約8割増

昨今は、独居の高齢者の方も多く、消費者被害に遭っていることにご本人が、気が付いていない場合や、気が付いていてもご自身では解決できない場合などがあります。また、同居のご家族がいても、被害に気づきにくく、被害が大きくなる傾向があります。

裏面あり

## 2 高齢者の消費者被害は多額になる傾向があります。



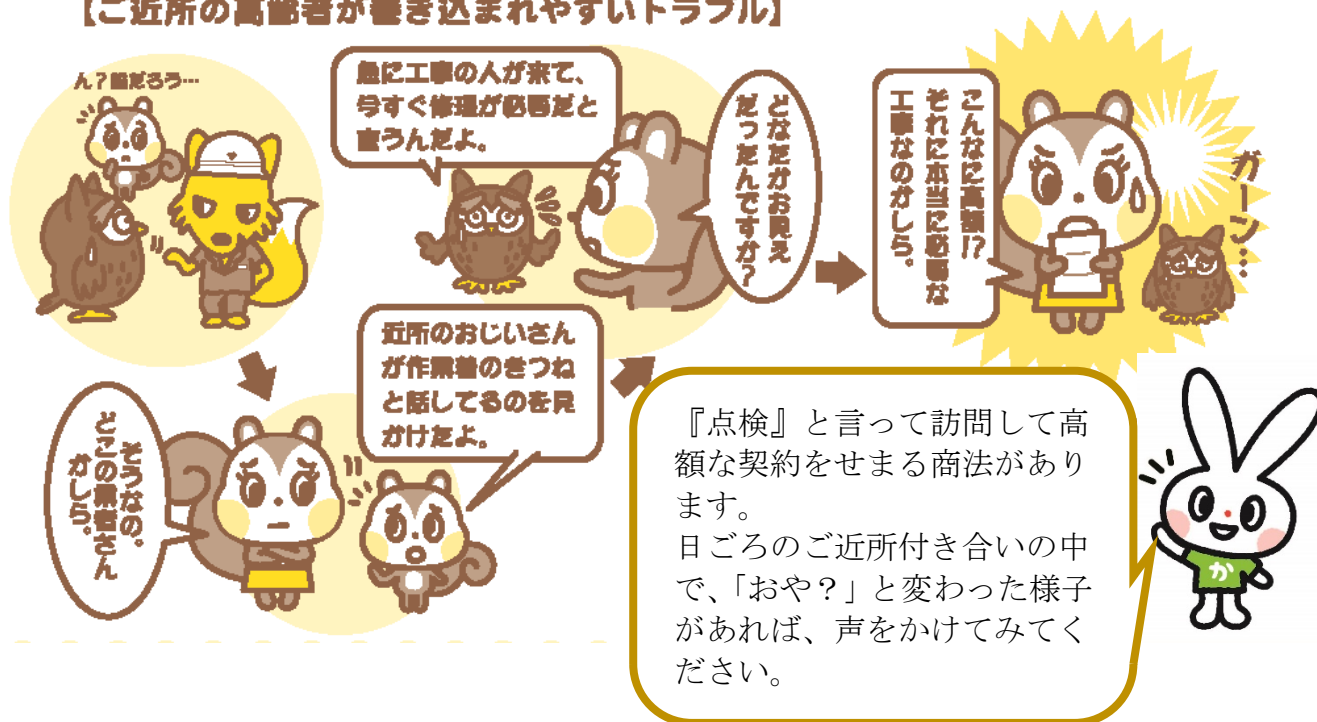
※平成 29 年度中に横浜市消費生活総合センターに寄せられた相談のうち、実際に 1 円でも支払ったケースを集計

## 3 消費者被害に関するご相談は

**横浜市消費生活総合センター** 電話 **045-845-6666**  
 平日 9:00~18:00  
 土・日 9:00~16:45

地域の高齢者を消費者被害から守るため、日ごろのお付き合いの中で、何か変わった様子があれば、声をかけ、必要に応じて横浜市消費生活センターをご紹介くださるようお願いいたします。

### 【ご近所の高齢者が巻き込まれやすいトラブル】



<平成 30 年度「地域の見守りネットワーク」推進講座>

自治会・町内会等の集まり  
でご活用いただけます！



地域で見守り、気づいてつなぐ！

『消費者トラブルの未然防止や、見守りのポイントを学ぶ』

<講師派遣 申込要領>

消費者被害をくい止めるには、高齢者本人に問題意識を高めていただくとともに、家族やまわりの方々のご協力により、相談機関につないでいただくことが重要です。

そこで大切なのが、消費生活推進員や地域の人たちの「見守り」や「気づき」です。高齢者の消費者被害の現状や、被害発見のための気づきのポイント等についてご理解いただき、活動にお役立ていただけるよう、消費生活推進員等が実施する研修や高齢者の方を対象とした行事（昼食会やサロン等）に講師を派遣する事業を実施します。

● 平成 28 年度に寄せられた消費者トラブルに関する相談のうち、約 3 割が 60 歳以上の方に関する相談。近年、高齢者の消費者被害に関する相談が増加！

● 高齢者の消費者被害は、被害金額の高額化や、「過去に受けた被害を回復させてあげる」などと言われ、二次被害が発生する可能性も！

➡ 消費者トラブルを防ぐためには、悪質商法の手口を知っておくことが大切です。また、万が一、被害に遭ってしまっても、その後の対処法を知っておくことで、被害を回復できることもあります。

➡ 地域や身近な人の消費者被害に気づき、被害の拡大を防ぐことができるかもしれません。



最近、近所に住む高齢者夫婦のお宅に業者が出入りしていると聞いた。業者に「急いでリフォームしないと、家が傾く」と言われたので、不安に思っ  
て、リフォームの契約をしたそうだけど…

何だか心配だし、夫婦も業者に対して不信に思うようなところがあったと言っている…。このような時は、どこに相談したら良いのかな？

(申込みの詳細は裏面をご覧ください。)

## 1 講師派遣対象

- (1) 消費生活推進員が主催する研修や講座など
- (2) 自治会・町内会などが主催する研修や講座など

※ 見守り関係者が集まる会議や地域の高齢者を対象とした昼食会、サロンなどにもご活用いただけます。

## 2 講師及び講座の内容について

講 師	内 容	所要時間の目安
・消費生活相談員 ・弁護士 など	・消費生活推進員や地域の人たちの「見守り」や「気づき」のポイント ・事例に基づき、高齢者の消費者被害の現状や悪質商法の手口、消費者被害に遭わないためのポイント、消費者被害に遭ってしまった時の相談窓口など	30分～90分

※ 所要時間は目安です。ご希望に応じ、講師と調整していただくことができます。

## 3 受付期間

平成31年1月25日（金）まで

※ 平成31年3月8日（金）までに開催するものを対象とします。

## 4 申込みについて

### (1) 申込方法

開催日の6週間前までに

「地域の見守りネットワーク」推進講座講師派遣依頼書(P4)を提出してください。

### (2) 申込先

経済局消費経済課消費生活係

FAX：045-664-9533 又は

Eメール：[ke-syohikeizai@city.yokohama.jp](mailto:ke-syohikeizai@city.yokohama.jp)

※ 提出前に必ずお電話ください（045-671-2584）

## 5 経費負担

講師派遣は無料です。

ただし、資料の印刷に要するコピー代はご負担ください。

## 6 講師の選定について

依頼書の内容に基づき、経済局消費経済課から講師派遣団体へ連絡をします。講師の決定までは2週間前後、お時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。

講師が決まりましたら、経済局消費経済課から申込者に連絡をします。

## 7 開催日までの準備について

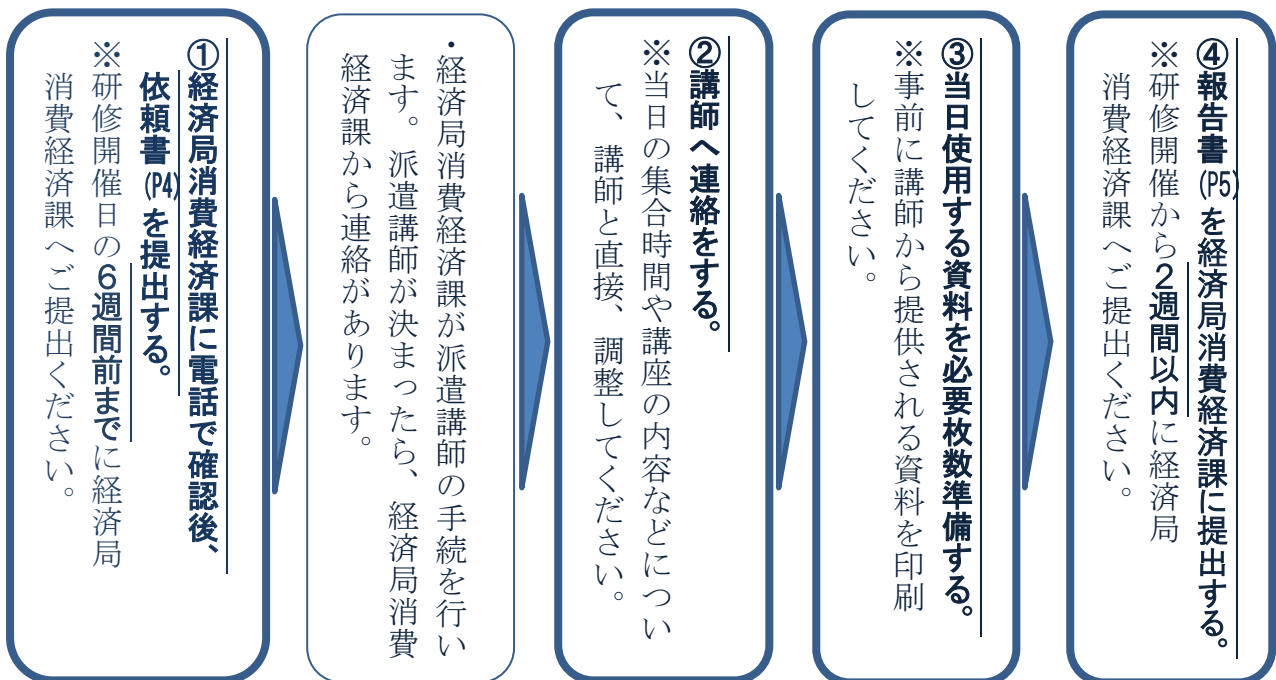
講師と連絡を取り事前に当日の集合時間、流れ、講座の内容などについて調整していただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 8 講座の報告について

研修開催後、2週間以内に

「地域の見守りネットワーク」推進講座講師派遣報告書（P5）を提出してください。

## 9 申込から講師派遣までの流れ **申込者にやっていただくことは①～④です。**



## 10 問合せ先

経済局消費経済課消費生活係

電話 045-671-2584

FAX 045-664-9533

Eメール [ke-syohikeizai@city.yokohama.jp](mailto:ke-syohikeizai@city.yokohama.jp)

【申込先】経済局消費経済課宛て

FAX(045-664-9533) 又はEメール(ke-syohikeizai@city.yokohama.jp)

「地域の見守りネットワーク」推進講座講師派遣依頼書

平成 年 月 日	
区 地区	
申込者(役職) _____	
住 所(〒 - ) 区 _____	
電 話 ( ) FAX ( ) _____	
Eメール ( ) _____	
次のとおり、講師の派遣を依頼します。	
1. 開催日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分 (研修等全体の開催時間)
2. 講演時間 (質疑応答含む)	時 分 ~ 時 分 ( 分間)
3. 場 所	会場名: ( _____ ) 住所: (〒 - ) _____ 会場への行き方 (例: 最寄駅〇〇、〇〇バス停から徒歩〇分 など) ( _____ )
4. 参加予定者	<input type="checkbox"/> 参加人数: _____人 (うち消費生活推進員 _____人) <input type="checkbox"/> 対 象: 該当するものに○を付けてください。 成 人 (主に若者 成人一般 主に高齢者) その他 ( _____ )
5. 全体のスケジュール	(本講座以外に予定されている内容がありましたら記入してください)
6. その他、質問事項等	
7. 備考 (経済局使用欄)	

※ 研修開催日の6週間前までに経済局消費経済課へご提出ください。

【提出先】経済局消費経済課宛て

FAX(045-664-9533) 又はEメール(ke-syohikeizai@city.yokohama.jp)

### 「地域の見守りネットワーク」推進講座講師派遣報告書

平成 年 月 日	
区 地区	
報告者(役職) _____	
電話( _____ ) FAX( _____ )	
Eメール( _____ )	
講師派遣について、次のとおり報告します。	
1. 開催日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分 ( 分間)
2. 参加者	<input type="checkbox"/> 参加人数: _____人 (うち消費生活推進員 _____人) <input type="checkbox"/> 対 象: 該当するものに○を付けてください。 成人(主に若者 成人一般 主に高齢者) その他( _____ )
3. 講座の内容	
4. 感想	(今後の参考とするため、参加者の感想などをご記入ください)

※ 研修開催日から、2週間以内に経済局消費経済課へご提出ください。